

## 平成29年度 第2回長野県障がい者施策推進協議会

日 時 平成29年11月20日（月）

13：30～16：00

場 所 長野県庁本館棟 特別会議室

### 1 開 会

○手塚企画幹 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成29年度、第2回長野県障がい者施策推進協議会を開会いたします。

本日は大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は本協議会の事務局を務めます、長野県健康福祉部障がい者支援課の手塚と申します。よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、山本英紀健康福祉部長から一言御挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

○山本健康福祉部長

### 3 委員紹介

○手塚企画幹 山本部長は所用により、ここで退席とさせていただきます。

それでは、前回欠席の委員におかれましては、委員改選後、初めての出席となりますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。それでは伊藤委員様、お願いいたします。

○伊藤委員 長野大学社会福祉学部の伊藤と申します。情報バリアフリー関係を担当しております。何らかの形でこの会議に貢献できればと考えております。よろしくお願いいたします。

○手塚企画幹 ありがとうございます。本日の出席状況でございますけれども、御出席の委員は15名中13名です。御都合により原田委員様、佐藤委員様が欠席となっております。

また、根本委員様には、視覚障がい配慮のため同行支援者を、また本木委員様には聴覚障がい配慮のために手話通訳者がそれぞれ対応いたしますので、御了解願います。

次に協議会の幹事としまして庁内の関係課から職員が出席しておりますが、本日、代理出席もございましたことを御了解いただければと思います。

続きまして、会議資料の確認をお願いいたします。あらかじめお送りしました資料は、会議次第、資料一覧、その次に資料1から資料7までと冊子1・2及び後日差替として送付しました施策資料とさせていただきます。

足りない資料はございますでしょうか。会議中でも、いつでもかまいませんので、私どもにお知らせいただければと思います。

次に、この会議は公開で行います。そのため、あわせて後日、県のホームページ上で、議事録及び会議資料を公表してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の会議でございますけれども、終了時間をおおむね午後4時とさせていただきます。と思っておりますので、御協力をお願い申し上げます。

それではここより会議事項の進行につきましては、綿貫会長さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○綿貫会長 改めまして、皆さん、こんにちは。年の瀬も近くなってまいりました。お忙しい折、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私ごとではございますが、先週の木曜日から昨日まで、全国アビリンピック栃木大会という障がい者の技能大会に行っていました。この長野県からは10種目10名の選手が出場し、5名が受賞という快挙をなしました。本日の新聞にこのくらい小さく載っておりますけれども、御覧いただきましたでしょうか。

5年前に全国大会を長野で開催したときのような関心は、さすがに今はないのかというふうに思いますと少々残念にも思います。障がいのある方々が持てる力と技能を100%出し切るがごとく、真剣なまなざしで競技に臨む姿に大変なる感動を見学者に与えました。地域の中で様々な障がいのある皆さんが夢や希望を持ってチャレンジをし、輝くことができる機会を大切にしていきたいと改めて思った次第でございます。

本日は実態調査結果及び障がい者プランの策定について、皆様の忌憚のない御意見をちょうだいしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。では、座らせていただきます。

#### 4 会議事項

##### (1) 長野県障がいのある方の実態調査結果について

○綿貫会長 それでは会議事項に入ります。最初に会議事項(1)長野県障がいのある方の実態調査結果についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○小山社会生活係担当係長 資料1の資料説明

○綿貫会長 ありがとうございます。ただいまの説明に関して御質問や御意見等があり

ましたらお願いしたいと思います。なお、御発言に際しましてはお願いがございます。まず発言をされる方は挙手でお知らせいただき、指名を受けて、その後、お名前を述べられてから御発言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは皆様、御意見はいかがでしょう。

大変、立派な調査報告書をつくっていただきましてありがとうございます。こちらのカラフルな抜粋、概要書も大変見やすくつくっていただいているかなと思うんですが、内容に関してはかなり厳しい内容が、実態が見えたかなというふうに思いますが、皆様それぞれのお立場でいかがでしょう。塚田委員、お願いします。

○塚田委員 手をつなぐ育成会、塚田と申します。よろしくお願いたします。

11ページのその困ったり嫌な思いをした場所のことですが、学校、仕事場という、それは調査年令と対象者にも関係してくると思っておりますが、学校と仕事場の比率といえますか、その33.6%のうち学校が何%とかというのがわかったら教えていただきたいと思っております。

学校というのは、特に特別支援学校ですとか特別支援学級ですとかに行っておられる、療育手帳を持っておられる方が全てそういった特殊教育を受けているとは限りませんが、本来、困ったり嫌な思いをしてはならない場所かなと思ったものですから、質問させていただきました。

○綿貫会長 事務局、お願いします。

○小山社会生活係担当係長 こちらは複数回答ではありますが、療育手帳所持者の方で、学校・仕事場と御解答いただいた方が49.4%、仕事を探すときが23%です。学校・職場と答えていただいた方の年齢層としては18歳から40歳の方が高い割合で、回答いただいております。

あと職場、仕事を探すときと回答いただいた方で多い年齢層につきましては、こちらでもやっぱり18歳から40歳の方、次に40～65歳の方がその中で一番多く回答をいただいたような状況です。

○塚田委員 ありがとうございます。

○綿貫会長 よろしいですか。他にいかがでしょう。田辺委員。

○田辺委員 田辺です。視覚障がい者の方たちが本当に、今書類でも見せていただいておりますけれども、本当に障がいを理解されただけないということを感じます。実は私たちの障がい者の方が、ちょっとよそへ出るときは必ず大きな荷物を一つ持っていきます。なぜかという、盲導犬を連れている際、タクシーに拒否されてしまうので、「どうしてか」と聞いたら「汚れるから」「汚いから」と言われたそうです。それで、ちょっと遠くへ出るときは、必ず大きな荷物を持って、その中に敷物を持ってそれで本当に押むようにして頼んでやっとならせていただけるということです。本当にワンちゃんもうお家で飼っていて、毎日、お風呂にも一緒に入ったりしてきれいに行っている、そういうふうに言われるのは悲しいと。

それからもう一つ、バスを待っていても、音がして他の人たちが乗っているのに、その場でドアを閉められてしまっただけで乗れなかった、ということもありまして、大変、盲導犬を連れていてというだけで拒否されてしまうということは、本当に世の中が障がい者の方をわかっているというだけで拒否されてしまうということだと思えます。

そんなことのないように、本当にバリアフリーで皆さんがどこへでも出かけられるような世の中になってほしいと思えますが、皆さんに、また県のほうでも心がけて声を大にしていていただきたいと思います。

○綿貫会長 事務局で何かございますか。

○守屋障がい者支援課長 今回の盲導犬の話につきまして、やはり多くそういった話は受けております。差別解消法の規約もそうですけれども、補助犬の給付事業等もございまして、そのような事業の中で周知をしていきたいというふうに考えています。

○田辺委員 本当に力になっていただきたいということで、お願いいたします。

○綿貫会長 他にいかがでしょうか。はい、荒井委員。

○荒井委員 荒井でございます。19ページに、悩みごとが相談できるということがございまして、直接、皆様が日頃関わっている障がい者団体への相談というのが2.2%ということで、私からすればちょっと低いのかなと思えました。

この辺について、関係する障がい者団体さんの方でどのように受けとめておられるかということをお聞かせいただきたいと思います。

○綿貫会長 どういたしましょう、本日、御参加の委員さんにお聞きしてよろしいですか。それでは、では本木委員さん。

○本木委員 長野県聴覚障害者協会の理事の本木です。相談員は聴覚障害者協会にもおりますが、若い結婚がまだの独身の方とかの場合は、相談に来られてもやはりちょっと話しにくい相談だったりすることがありまして、結婚して子どもを育てた方、あるいは社会に出てお勤めされて経験が深い方だったらいいのですが、そういった方にはやはりちょっとどうしてもちょっと相談しにくいということで、個人的に相談される方が多いですね。

今、私たちのところでは身近なサービスとして、聴覚障がい者だけのサービスの場所は5か所あります。そこでいろいろな生活の困ったことですか、そういったとき、会ったときにお話をして気楽に話せる場合もあります。そういった状態です。

○綿貫会長 続いて田辺委員、いかがですか。身体障害者福祉協会ということで、その団体さんのところに相談等はないのかなというお話ですけれども。

○田辺委員 私はおかげさまをもちまして、東御市ですけれども、福祉課がしっかりとつかんでやるもので、いつも相談はもう本当にでしゃばるぐらいやっていますし、県の会議に対しても、どうしても困るときは、県の協会のほうへもしょっちゅう顔を出して、何でもうまくいっていただくように考えていただいて、今のところは何とかつないでやっています。

○綿貫会長 ありがとうございます。大堀委員、いかがですかね。

○大堀委員 15ページと関連したことですけれども、障がいがある人の、差別解消法の件についてです。実際に、差別や例えば心理的虐待を受けているというのは、それが実際に差別や心理的虐待には当たらないのかもしれないですけれども、普段、支援者とか、お世話になっているというようなこともあり、言えないという、立場的に弱いということがあります。

ですので、やはり周りも感じていかなければならないと思いますが、やはりこういった差別とか、自分が心理的な、いろいろな虐待や差別を受けていないかということを学ぶ必要も非常にあると思いますので、そういった当事者に対する普及啓発を広げていていただきたいと思います。

○綿貫会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

私もその当事者の障がい者団体さんからお話を伺ったのですが、今、若い方々がその団体に加入されないと、なかなか周知されないというようなお声も伺いました。団体に加入してもらえれば情報等提供をどんどんさせていただきたいというふうに思うのだけれども、なかなかその会員が増えていかないと。行政窓口等で大いに広報等していただけるとありがたいなというようなお話も、別の会の席ですがお聞きしたこともございます。よろしいでしょうか。

## (2) 新たな障がい者プランの策定について

○綿貫会長 では続きまして、会議事項(2)長野県障がい者プラン2018の策定についてです。事務局から施設体系、概要案の大項目の資料ごとに説明していただき、各項目ごとに御質問、御意見等をいただきたいと思いますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 資料1・2・3の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。それでは、今、資料1、2、3に基づいて、事務局より説明がございましたが、皆様方から御意見なり質問なり、お願いしたいと思います。

○荒井委員 1点、いいですか。荒井です。今の資料3のところですか。基本的視点の案でございますが、その2番のところ「誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援」ということで、自ら選んだ地域で安心して生活できるようにということでもあります。

どういう皆さんというか、かかわりの中でということであれば、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を推進しますとありますが、今の総合5か年計画では、知事は自治力を強化するのだと、こういうことが一番の命題になってきているかなと、こういうふうに思います。

したがいまして、ここでは労働などの関係機関に加えて、その地域の自治組織との連携といいますか、そういうこともここに入れていった方がより地域でのいわゆる防災対策とか、そういう点も考えれば必要なのではないか、そんなふうに思いますので、提案といいますか、意見とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○綿貫会長 非常に貴重な御意見だと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 ありがとうございます。県の総合5か年計画の中でも、荒井委員からお話がありましたように、学びと自治力という2つのキーワードが出されているかと思えます。その中の自治力というところを私どもも、先日、確か答申のほうを県に出していただいていたということ、それをもとにしまして、その部分もやはりこの中に加味していきたいなということを考えております。

委員から御指摘、御提案のありました自治組織、そういったところとの連携というところも検討材料とさせていただいて、こちらに入れていけるような方法も考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○綿貫会長 はい、ありがとうございます。他の皆さん、いかがでしょうか。こちらからは御指名はいたしませんので、どうぞ皆さんの方から積極的に御意見をいただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

前回のところでも御説明はいただいておりますが、基本的には、私はこの「多様な主体」という文言がどうも、このとおりですけれども「多様な主体」という言葉を一般的に皆さん御理解いただけるのかなという不安があったのですが、いかがでしょうか。前回のアンケートのところにもちょっとそのようなことを書かせていただいたのですが、それでも。

特別、委員の皆さん方に御意見がなければよろしいかとは思いますが、個人的にはこの「多様な主体」という文言が少しわかりづらいのではないかというふうに思いました。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 第1回の協議会におきまして、こちらからの提案ということを見せていただいた後、委員の皆さんからいただいた御意見を整理したものと資料7をつき添わせていただいております。こちらを参考に、理念の案を検討してきたところでございます。

2番、綿貫委員からの御意見ということで、「多様な主体が共に生きる」との表記が解りづらいのではないかというような御意見を伺っております。

最初は「多様な主体」という言葉で、一つはダイバーシティとか、いろいろな言葉が出てきましたが、その中でも本章の地域共生社会の実現に向けてという、ここの中から引用する部分につきましては、地域に多様な主体がという言葉を使わせていただきながら、後段の理念にあります、「全ての県民が」というところで、前回、多様な主体が共に生きるということでやらせてもらったのを、「全ての県民」という形で修正を加えさせていただきました。なるべくわかりやすいようにしていきたいなと思っておりますので、ぜひ御指摘をいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○綿貫会長 すみません、承知しました。最後のところを修正していただいたのですね。「全ての県民が」と、ありがとうございます。他の皆さん、いかがでしょうか。

○守屋障がい者支援課長 会長さんの話に、「多様な主体」という言葉自体がわかりにくいという趣旨でよろしいですか。

実を言いますと今説明したのですが、1行目のところについて、また今までなかったところに「多様な主体」という言葉を入れております。こちらはわかりになりますか。

○綿貫会長 そうですね。まあ最後のところの「全ての県民が」というふうに押さえていただいておりますので、確かに多様な主体は多様な主体だなというふうには思います。皆さん方にも御意見がなければ、これで進めていただいてもいいかなと思います。よろしいでしょうか。

はい。それでは、今、基本的視点のところまでの事務局からの説明のもとに御意見をいただきましたけれども、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

はい、それでは続きまして、分野別の施策の方向について、事務局から説明をお願いします。

○小山社会生活係担当係長 資料4-1・4-2他の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました。御質問、御意見がございましたらどうぞお願いいたします。伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 長野大学の伊藤でございます。資料4-2、縦長の資料の一番最初、権利擁護の(2)の③地域における福祉活動・福祉教育の推進について、教育を取り巻く教育の関係で質問をいたします。

いろいろな形で今後、この教育現場における障がいの理解というのを進めていかないといけないと思います。今回、実態調査においても、先ほど幾つか質問が出ていたかと思いますが、学校現場における差別とか、嫌なことを受けたという、そういうことが少ないにしてもあるところから、やはり教育現場における障がいの理解というものをいかにして理解を進めていくかというところが一番大きな課題かなとは思っています。

例えば、高等学校には福祉科の教員がおられます。国語科とか英語科と同じように。でも多分、多くの皆様方、福祉科の教員というのがあることすらあまり御存じないという状況かと思いますが、長野県にも何人か県教委の採用で福祉科の教員を採用されていらっしゃるかと思いますが、足りないのではないのかなと思います。

そのあたり、福祉の教育の推進を図る上で、やはり専門の教員を採用するというところについてはどのようにお考えなのかということ、そういうものがここに盛り込めるのかどうかということ、御説明していただければと思います。

○綿貫会長 どなたか。

○勝又指導係長 教育委員会特別支援教育課の勝又と申します。高等学校においては、今

まで特別な教育課程編成をする仕組みがありませんので、特別支援教育を主な担当とする教員ということでいうと、これまでは行われてこなかったということですが、そういった高等学校において専門の教員の採用というようなことが必要ではないかという御意見かと思いますが、御意見として承って、担当課に伝えてまいりたいと思います。

当課からの情報提供としましては、高等学校においても平成30年度以降、通級による指導は今後制度化されていくことになっていきますので、高等学校の中においても専門性の高い教員という者を培って育成していかなければならないという認識は、教育委員会の中でも思っております。以上です。

○綿貫会長 はい、伊藤委員。

○伊藤委員 特別支援教育ではなくて、一般の生徒に対して行う福祉教育のことです。足りないとは思っていて、いろいろな職業科の高校などでも、例えば介護職員初任者研修の資格を出すような高校さん、たくさんあるわけですけれども、専門の教員免許を持った先生方が少ないのではないかというふうに感じているので、高等学校における普通の生徒さんたちに対して、正しい福祉の教育を担う人事がやはり必要なのではないのでしょうか。

ここに記載があるように、福祉教育の推進というところから考えるのであれば、支援を必要とする児童生徒への教育というのはもちろん特別支援で補うことが必要かとは思いますが、いわゆる普通の生徒さんたちにどういふものが差別なのかとか、障がいの理解を進めるためには、それに対応するための十分な人材が揃っていないのではないかというふうに現場にいて感じるものですから、そこについてちょっとお聞きします。

○守屋障がい者支援課長 ただ今、特別支援教育課がお答えしたところですが、高校教育課、教学指導課の所管になりますので、今の観点、はっきりいって私どもは障がい者プランの中でも特に入れていなかった部分でございます。御意見を頂戴いたしましたので、今後、検討してまいりたいと思います。

○綿貫会長 ありがとうございます。私、この福祉教育の推進、強い部分でアンケートの中で出ささせていただきました。今、伊藤委員がおっしゃられるようなそういった専門性がある教員を増やしてという方向と、それと、本当に幼い子どもときから障がい者福祉、障がい者理解を深めていただきたいという中で、例えば、私が仕事をしている事業所において、障がい者支援事業所ですが、地域の小学校との交流会というものをもう8年間、継続して行っています。子どもたちが、直接的に障がいのある皆さんと日常、行事的ではなく日常の中にかかわることによって、非常にこう理解が深まっていくというものを目の当たりにして、感動すら覚えるような状況がございましたので、本当に幼い子どもときから障がい者理解を深めるという、そういう福祉教育の実践というものを学校のみではなく、地域を巻き込んで我々のような障がい者支援事業所であったり、それから当事者の方々であったりというところで、まさしく連携をした中で理解を深めるような推進をしていけたらいいかなと思います。

まさしく、今、「我が事・丸ごと」という共生社会という、次期共生社会という時代に入ってきておりますので、そういった点でも、そういう仕組みが普通にできるようなものが推進されていくことを願いたいなという思いもありまして、ちょっとこの推進というものを入れさせていただきました。他の皆さんいかがでしょうか。大堀委員。

- 大堀委員 ありがとうございます。基本的視点の2ですが、誰もが安心して暮らせる自立生活の支援というところでは、企業のことに関してお伺いしたいと思います。

報告書の60ページになりますけれども、今後、行政に力を入れてほしいと思っているところでは、1位が41.1%で医療費の負担軽減とあります。前回も申し上げたのですが、福祉医療の窓口無料化ということを経年、障がい者団体は訴えてきているのですが、他の都道府県では実現できるのに、なぜ長野県では県として実行しないのかということ非常に疑問に思っております。児童の方は進んでいるのですけれども、障がい者を取り巻く状況というのは、差別ではないかというふうに思いますので、そこら辺、なぜか理由を教えてくださいたいと思います。

- 綿貫会長 事務局、お願いします。

- 佐々木企画調整係担当係長 健康福祉政策課でございます。福祉医療につきましては平成27年4月からは、年度末年令が18歳までの障がい者の方の所得制限を廃止、また平成30年8月から、障がい者の方も含めました中学生までの医療費について現物給付方式を導入するなど、制度の充実を図ってきているところでございます。

精神障がい者の福祉医療制度のあり方につきましてもこれまでと同様に、実施主体である市町村とともに、福祉医療制度の持続可能性や国の医療制度改革の状況を見ながら、検討してまいりたいと思っております。

前回の会議でも御要望いただきまして、今日も担当が来られず申しわけございませんが、要望の主旨は伝えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

- 大堀委員 ありがとうございます。精神障がい者に関しては、対象拡大のことは別にお願しておりますけれども、それは自立支援医療費まではいただいたんですけれども、実際は福祉医療の対象の2級まで引き上げていただきたいということと、あともう1点、先ほど申し上げた、窓口無料化の件。中学生まで30年には引き上げられるというふうにお伺いしたいのですが、障がい者全体に関してはそれがないものですから、ぜひ実現していただきたいと思っております。

- 綿貫会長 大変、貴重な御意見と思っております。窓口対応をしていただけると、大変助かるというのが本当の実態かなというふうに私も思います。事務局の方で検討をよろしく願いいたします。

他はいかがでしょうか。非常に厚い資料を用意していただきまして、読み込むこともちょっと大変かなというふうにも思いますが。

ここで10分ほど休憩とさせていただきますので、お願いいたします。

(休憩後)

○綿貫会長 皆さんお集まりいただいたようですので、再開させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、続きまして重点化すべき施策について、事務局から御説明をお願いいたします。

○小山社会生活係担当係長 資料5の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。今、重点施策の概要について事務局から説明いただきました。皆さんの御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 重点施策の大きな3番で、社会参加の促進というところで御説明がございました。多分、厚生労働省かどこかで公表されるかなと思うので、ちょっと意見だけ申し上げさせていただきます。

現状・課題の2つ目のチェックですけれども、就労継続支援B型事業所でも工賃が平均1万5000円余り、これぐらいかもしれないけれども、それと障害年金とあわせて不足するのではないかという話です。実は福祉サービスを受けるためには利用料を払わないといけないですね。ですから単純に15,000円が、上乘せされるわけではなくて、逆にいうと下がりますよね、利用料を払ってしまうと赤字になりませんか。

だから、そのあたりも利用料という問題・課題もここに掲載しておかないと、単純計算で年金プラス15,000円ではないというところは、しっかりと意識しておく必要があるかなと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 就労継続支援B型ということですので、おそらく障がい者の方、いわゆる18歳以上の方が利用されるかと思われま。基本的に18歳以上の者の方につきましては、本人及びその配偶者の所得によって利用料が決まってきます。ですので、おそらくこの方に関しては、この事例の場合、年金プラス就労Bの賃金ということになりますけれども、そうなりますと、非課税世帯の扱いになりますので、おそらく利用料に関してはほとんどかからない、いわゆるゼロ円の対象でなかろうかと思われま。もちろん、場合によっては別の収入があったりして、利用料等が発生する場合もございますが、おそらく利用料がほとんどかからないパターンではなかろうかと思っております。

○伊藤委員 ただ、かからないから乗せないというのではなくて、やはり利用料を、総合支援法で払わないといけないことになっているわけですから、この記載はしておいたほうが誤解は少なくなるのかなとは思います。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 わかりました。検討させていただきます。

○綿貫会長 私のところも就労継続B型事業を運営させていただいております。実態のと

ころでは確かに、御説明あったように、減免されて利用料金は発生してはいないのですが、今後のところで、また国の施策がどう変わってくるのかなという部分では、確かに伊藤委員さんがおっしゃられたように、そのところの数字というのはどんなふうに掲載したらいいのかなと、今自分も改めて考えました。

他にいかがでしょうか。大堀委員、お願いします。

- 大堀委員 ありがとうございます。社会参加の促進というところでは、交通のバリアフリー化プラス、今、精神障害者保健福祉手帳を持っていても、他の障がいの方には運賃の割引があるのですが、精神障がい者にはないという実態があります。

平成24年度のしなの鉄道では割引が実現することをしていただいて、非常にそこは私たちにとってはもどかしく思っているのですが、他の公共交通機関も、例えば身体、知的の障がい者の方の割引があっても、精神障がい者の方たちにはないということなんです。

J Rは、全国的に100社以上ですが、精神障がい者への割引はないので、ぜひ長野県でも、いろいろな公共交通機関に働きかけていただいて、続いて、障がい者間格差をなくして、対象にしていだけるように働きかけていただければと思います。よろしく願いいたします。

- 綿貫会長 精神障がいの方々に対しても公共交通機関の割引を推進してほしいということです。

- 守屋障がい者支援課長 減免につきましては、あくまでもその事業者側の判断ということになります。今、大堀委員がおっしゃったように、例えば、具体的には、しなの鉄道さんは精神障がいのある方も確かに減免措置をとってくださっています。J Rはとっていないという状況でございます。実は以前、そのようなことで話をしたことがあるのですが、そのときのJ R側の回答というのは、そういったことは福祉施策でやってくださいというお答えでした。

いずれにしろ、その点につきましては、協力は求めていきたいとは思っておりますけれども、最終的な判断はその事業者側の配慮という形になりますので、お約束はできないわけですが、私どもとしても差別解消法もできたこととございますので、合理的な配慮といった意味で求めていきたいというふうに思っております。

- 綿貫会長 塚田委員。

- 塚田委員 重点施策のみならず、私の考え方がどう捉えていいかというところがあるのですが、2の地域生活の充実の中で、地域連携体制の構築とありますが、そのいわゆる地域ということはどこを指すのかということでもいつも悩んでしまいます。県でいうところの地域連携というのと、例えば市町村でいうところの地域というのは同じことを指すのか、あるいは先ほどの荒井議員のほうから自治会の許可みたいな話がありましたけれども、それと連携していくのか、隣近所、向こう三軒隣組みたいなところの地域なのか10圏域のことを指すのか、行政でいうところの地域にいつも惑わされて、どこに

どのように相談したらいいのかというときにも、市と相談しろとか、県と相談しろとかいろいろあります。いつもこの地域という言葉に私自身、惑わされるのですけれども、どのように捉えたらいいのか教えていただきたいと思います。

○綿貫会長 事務局、お願いします。

○守屋障がい者支援課長 例えば地域包括ケアというのがございますけれども、国の方針としては中学校区という捉え方を原則としております。ただ、現実にはそのようなことはできないという中で、市町村とか圏域とかという広がりの中で連携対策という形をとっているということです。特に定義はないわけですが、どの単位という形ではありません。

より細かい単位になればなるほど住民のつながりというのは濃くなります。ただ、資源という観点からすると、狭い地域でやったときに必要な資源がその地域にはないということもありますので、そこら辺はいろいろな要素を組み合わせる中で判断していくしかないというふうに思っています。現実面としてどのような対策が組めるかということは、その地域地域で変わってくるのではないかとこのように思っていますので、この制度についてはこの単位だと、そういうようなことはちょっとなかなか言いにくい部分がございます。

○塚田委員 では一つ、よろしいでしょうか。圏域から外れてしまうようなスポットといますか、例えば坂城とか千曲といったようなところ、圏域ごとにやった場合、そういった、圏域に抜けてしまうような地域が確かにあるかなと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○守屋障がい者支援課長 例えばその圏域のお仲間に入れるというような形の中で、どういった連携がとれるかという、そういう考え方だと思います。そのケースバイケースという形かと思います。

○塚田委員 では、そういったところが取り残されるようなことがないようにという意味合いでの地域として捉えさせていただきますけれども、それでよろしいでしょうか。

○守屋障がい者支援課長 そうですね。例えばこれから、先ほど地域包括ケアということで介護保険の例をちょっと出しましたけれども、障がい者施策につきましてもこれからそういった連携という形が出てまいります。

それで、国の方針として市町村に自治、組織とかそういうようなことを示して来られても、現実には不可能な場合については可能な限り、要するにその連携をとったことによってサービスが行きわたるような、その効果が得られるような範囲でという形で考えていくこととなりますので、おっしゃるとおりだと思います。

○塚田委員 全国の中でも長野県は非常に自治体が多くて、とても、国でいうところの指針では収まらないところもあると聞いたことがあるので、その辺はよく漏れなく施策を施していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○綿貫会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。田辺委員さん。

○田辺委員 田辺です。視覚障がい者から申し入れがあったことをお願いしたいと思いま

す。点訳者について、24ページにあります点訳者と朗読奉仕者との養成と書いてありますが、まだなかなか充実しておらずに、私たちも本当に一人しかかからないので、大変、私たち視覚障がい者の方には、代わりに役員として配置しているのですが、たくさんの方にしゃべられているのを自分で点訳するというのが大変難しいということで、ぜひ同行者として一人ついてきていただいて、後でまとめていただくにしてもいいから、ぜひ点字も打っていただいて、同行者と一緒に会議などに出ていただけてやっていただけ、要するに手話通訳者と同じ、同様の方もぜひ養成していただけないかという注文がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 川村課長補佐兼在宅支援係長 今、田辺委員さんからの御発言に関して、24ページの上から2つ目の丸の点訳・労働奉仕者の養成について、記載してある「要請」という字が間違っていますので、お詫びして訂正をさせていただきます。

それで、点訳の奉仕員ですが、これまでも養成をしておりますので、引き続き障がい者の方の期待に応えられるようにしていきたいと思ひます。

参考までに、当課では、視覚障がい者の方、点字を利用される方との懇談等する場合には事前に点訳の資料をつくりまして、御本人にそれを御覧いただきながら御説明する等、できる範囲で対応させていただいております。点字を使う方がいれば、どういふ支援が必要かということも併せて、周知しながら取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

- 田辺委員 たくさんの方の養成をお願ひしたいと思ひます。  
○綿貫会長 はい、根本委員。  
○根本委員 今、ちょうどこの話が出ましたので、私、視覚障がい者なんです。それで、その他のところで意見を出させてもらえばいいかなと今、考えていたのですが。

今日の資料、大きな資料を3日、4日前に送っていただいたのですが、これみんな墨字です。そうすると、3日、4日前で、私、これみんな読んでいただかないといけなわけです。視覚障がい者が一番困っているということは、一つには外を歩くことが大変だと、それからもう一つには文字の読み書き、これが本当に大変なのです。同行援護につきましては、今、制度が大分進んできまして何とか今日も、私もヘルパーさんに一緒にお願ひして来ているわけなのです。この文字の読み書きも実際、うちの中で読み書きは週に1回、お願ひしておりますが、この資料が届いたのが木曜日だか金曜日でした。そうすると、火曜日にヘルパーさんが来ていますので、今度、つまり明日でないとヘルパーさんが来ないわけです。そうすると、これを読んでいただけないのです。同行援護をしているときにでも、ヘルパーさんをお願ひしていれば読んでいただけるわけなのですが、それがまた私も時間がないし、ヘルパーさんも時間がないという、うまく時間が合わない、これをゆっくり読んでいただくということができないわけですよ。

それで今日ここで、資料の中の内容をピックアップしたところをちょっと読んでみて、私にも教えていただけますかということをお願ひしてここに来たわけなのですが、実際、

いろいろ説明を聞いていまして、大変申しわけなのですが、この半分以上わかっていないというのが現実です。申しわけありません。

それで、いろいろこの資料をいただきまして、今日、説明していただいている部分を今、ヘルパーさんが、これは大事なところであろうということで線を引いてくださいました。これも、私、持ち帰って、音訳をして下さっている人たちにお願いしまして、CDに焼きつけてもらおうと思っています。

今、ここで話をさせていただいて説明を受けただけだと、どうも私の能力的なものがとてもだめなものですから、ゆっくり音声で聞いたほうがと思って、そういうふうに予定をしております。できればこの資料、今ここでピックアップして話をして説明をしてくださいました、その部分だけでも、前もって音声でこちらへ送っていただくことはできないものなのではないかとお願いしたいと思います。もしだめであれば、今の状態でやっつけていかなければいけないのですけれども。

前回のときはそんなに感じなかったのですけれども、今回の内容を、ここで説明を聞いただけで頭の中に入れていくというのは、とてもちょっと私の能力では及ばないです。できれば、この音声化というのがほしいなと思っています。以上です。

- 綿貫会長 大変つらい思いをさせてしまって申し訳なかったですが、事務局。
- 守屋障がい者支援課長 大変配慮が足りず、申し訳ありませんでした。実をいうと、もっと早く皆さんのところに資料をお出しするということをまず心がけていたのですけれども、内部で調整した結果、直前になってしまったということで、それについてまずお詫び申し上げます。

また、今の御提案でございますけれども、説明部分ということでよければ、それは可能かと思しますので、検討させていただきます。なるべく多く内容を音声として入れてお送りするという形で考えていきたいと思えます。

- 綿貫会長 ではそのようにお願いいたします。他にいかがでしょうか。
- 荒井委員 先ほどの具体的なお話のことで考えたのですが、今のところでいけば、社会参加の促進のコミュニケーション支援の充実等にかかわることと思えます。この2年ほど、情報保障・コミュニケーション支援研究会というのがありまして、その中でいろいろと充実させていこうという相談があったと思えます。それについて、私が一般質問したときには、これから考えていく障がいのこの計画に、その内容を反映していくのだと、こういう話で答弁をいただいております。

したがって、この具体的な部分でいけば22ページ以降の、意味については24ページぐらいかけて記載があるのですが、そこで研究されてきたことが、その多くがここに含まれているという理解でいいのでしょうか。確認をさせていただきたいと思えます。

- 川村課長補佐兼在宅支援係長 今、荒井委員さんがおっしゃられたとおり、情報保障・コミュニケーション支援研究会で検討してきた課題の方向性につきましては、プランの中に含まれております。

今まで取組のなかった、先ほど説明がありました失語症支援者の養成、バリアフリー情報の発信の取り組み等、今後取り組んでいかなければいけない支援について加えておきます。

また、同じ記載であったとしても、重点的に取り組むこともあるということは御承知おきいただければと思います。

○綿貫会長 よろしいですか、他にいかがでしょうか。

○佐々木委員 お願いします。2番の地域生活の充実というところで、地域生活を支えとなる居宅サービスの受け皿となるグループホームのさらなる整備充実が必要ということで、障がい者プランの資料にも、県営住宅のグループホームへの活用というようなことがうたわれているかと思います。

実際、そのあたりで可能なことなのか、今、実態として、そういうことができているのかという点と、あと長期入院の方たちが、例えば退院をしておひとり暮らしをしたいという希望をされたときに、なかなか御家族との関係が悪くなってしまったり、頼れる友人がいないというところで保証人が立てられなかったり、あと経済的な問題があったり、住宅の確保というところに苦慮する面が適宜あるかなというふうに感じます。

やはり多様な主体があるように、住まいの形というのも多様であるのが当然だと思いますが、何かそのグループホームというものの住宅確保ということだけでない住宅確保などの課題というのを、どのようなものが地域であるかというあたりをまた吸い上げていただけるといいのかなと、常日ごろ感じているところです。

○綿貫会長 はい。グループホーム関連で。

○大日方課長補佐兼自立支援係長 自立支援係の大日方と申します。

今、グループホームから地域移行という形で民間のアパート等に住むことに関しましては、保証人の確保とか債務保証というようなことが大分問題になっております。この4月に国において新たな住宅セーフティネット制度というものが、改正法ができて、この10月から施行されております。国でもそういった形で法律を整備し、居住支援をしております。

また、県におきましても、建設部が中心となり、居住支援協議会というものが設置されております。今後、その支援協議会のほうでそういった方たち、障がい者だけにかかわらず高齢者とか生活困窮者といった方たちの居住支援ということを進めていくというふうに聞いておりますので、またそちらのほうもこちらのほうで見守っていきいたいというふうに思っております。

○綿貫会長 よろしいですか。他はいかがでしょう。

○大堀委員 社会参加の促進というところで、コミュニケーション支援についてお願いがございまして。実は先日10月25日にケアサポート研修というのがございまして、三障がいと一緒に普及啓発活動を行いました。県の障がい者在宅支援事業の受託をさせていただいているので、普及啓発を行っていたのですけれども、実際、手話通訳と要約筆記の方

とそれから点訳の方の資料をそろえるのに非常に費用がかかりました。やはりコミュニケーションの手段としてこういった、主催する側としては、いろいろな会でもそうなのですが、できれば手話通訳、要約筆記の方、点訳の資料をそろえたいと皆さん思うと思います。実際、手話通訳の方4名と要約筆記の方4名と、あと点訳資料の印刷代で、15,000円ほどかかりました。小さな団体ですからやはりこれは非常に大きな経費なので合理的配慮ができないということが考えられるので、ぜひこういったコミュニケーション手段としても、長野市では、長野市が主催しないとだめだと言われており、減免がなかったので自治体でも県も、そういった費用の面でも御援助いただくとありがたいと思います。

○綿貫会長 実際に行ったところでの話ということですが、御意見をいただきますか。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 支援をとという話でしたが、そもそもどういう形で誰が支援すべきかというところが、観点になると思います。

例えば県でやるべきものは県として責任を持って実施します。主たる者が責任を持つべきものと考えられるところですが、障がい者団体の取り組みとして、障がい者の方の福祉の向上という視点も必要でありますので、検討させていただければと考えております。

○綿貫会長 お願いいたします。他はいかがですか、よろしいでしょうか。

私の方から、2の地域生活の充実の福祉人材の養成・確保という部分についてですが、先ほどから御意見出ております通訳の方々ですとか、そうした専門性のある人材の育成もしており、それから私どもが運営しているような事業所等になかなか、特に大学を卒業したての学生さんがお越しにならない、そんなこのごろの状況もございます。

そんな中でぜひとも大学、私どもと働いていただくその環境整備と魅力をつくっていかねばいけないというふうには思っております。今日は伊藤委員もいらっしゃっている中ですが、学校や大学の方でも、ぜひ、障がい福祉にかかわる、それから専門的な知識を持つ、そんな人材の育成等、進路指導のほうを積極的に進めていただきたいというふうに思っております。お願いでございます。

○伊藤委員 長野大学社会福祉学部、他の首都圏にある大学とは異なりまして、多分、福祉の現場に行きたいと志す学生は、割合的にはかなりおります。ただ現実問題として、最近の経済状況を反映しているかとは思いますが、日本学生支援機構の奨学金を受けながら学んでいるという状況でございます。卒業後、もちろん滞納せずに納付するのが義務であるという教育をしておる関係で、毎月、かなりの金額を払っていないといけない。これから卒業してこうとする学生の多くが悩むのは、やはり給与面で大きな課題があるということです。今後、国の方でも貸与型ではなくて、給付型の奨学金をつくるということではあるわけですが、なかなかそれまで待てられないというのも現実かと思えます。

福祉の仕事に就きたいけれども就けないという事情もあるということを御検討いただ

きまして、できれば長野県独自の奨学金とかそういうようなものも、ぜひ将来的には御検討いただければと思います。以上でございます。

○綿貫会長 ありがとうございます。学生さんもいろいろと困難な時代という中でしょうか。

それでは、様々に委員さんから御意見いただきましたが、そういった一つひとつを、またプラン策定のほうに反映させていただきたいというふうに思います。

続きまして第5期障害福祉計画等にかかる、国の基本指針の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小山社会生活係担当係長 資料6の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。今、事務局から説明がございましたが、皆様方から何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○和木委員 1番と2番のところですが、地域生活への移行というところで、それはとても大切なことだと思います。でも、実際に戻ってくる住居やグループホームの数が圧倒的に少ないというのが現状ですので、住居の確保の充実が必要ではないかと思っています。以上です。

○綿貫会長 御意見としていただくということでもよろしいですか、事務局。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 施設支援係の阿部と申します。今回説明させていただきました国の基本指針には盛ってございませんが、全体の計画の中の基盤整備ということで、グループホームですとか日中活動の場についても、各市町村において必要量や今後の見込みを算出した上で今後、いくつ建てていかなければいけないという計画を立てる予定になってございます。

○綿貫会長 よろしいでしょうか。他にいかがですか。

国のプラン以上のものは目指すというふうに、それに対して、全ての数字に何%以上というふうに県で記入していただいております。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 県だけではできることではございませんので、現在市町村と連携を図りながら進めさせていただいております。

○綿貫会長 あと、最後のページのところで、児童発達支援センターの整備ということで本日の新聞でも報道をされておりましたけれども、非常に切実な現場の状況があるようですので、ぜひこの目標のとおりに進めていけるように大きなバックアップをしていただきたいと思います。今日、ちょうど原田委員が欠席でいらっしゃいますので、この辺は御意見をされたい方かなというふうに思いますので、私が代わりにお願いいたします。他にはよろしいでしょうか。

障がい者プラン2018策定に向けての様々な御意見、説明を頂戴いたしました。まだまだ言い足りない部分と申しますか、御発言し足りない部分はあろうかというふうに

はと思いますが、時間も超過しておりますので、この辺で障がい者プランについての御意見はよろしいでしょうか。

ぜひ、たくさん御意見を頂戴しましてので、事務局の方で生かしていただきながら、本当に障がいのある方々のための障がい者プランということを念頭に、しっかりと置いていただいた中でのプランをお願いしたいというふうに思います。

### (3) 障がい者施策に関する意見交換

○綿貫会長 それでは続きまして、障がい者施策に関する意見交換に移らせていただきたいと思います。

今までの中での障がい者プラン以外の障がい者施策に関して、御意見等がございましたら御提案いただきたいというふうに思います。本日、まだ御発言されていない委員さん方、いかがでしょうか。岩松委員いかがですか、よろしいですか。藤田委員いかがでしょうか。

○藤田委員 では町村の立場で一つお願いができればと思います。県の町村会の中でいろいろな施策を検討する委員会がございまして、その中で社会環境部会という部会がございまして。その中での国・県への要望というところで、グループホームの建設にかかわる部分、どうしても事業者が建設をするに当たって用地の確保ですとか、また建物の建築費用といったものをかなり膨大な費用、負担が求められるような形になります。そんな中、国からの補助金がなかなか配分されず、要するに元の予算も少なく、なかなかそれが配分されてこないというような状況もあって、事業者も二の足を踏んでしまうというようなこともございます。そんな中で、町村会から県に、御承知おきはいただいているかと思いますが、国からの支援をさらに充実できるようにと、要望等を上げていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○綿貫会長 はい、ありがとうございます。御意見ということで。

○守屋障がい者支援課長 今、申されたとおりでございます。国の補助金の採択、この額というのがその年の、最近でいうと、テーマによってまた変わってくるということがございまして、今年度につきましてもある特定の、具体的にいいですと防犯体制、それから消防、スプリンクラー等に重点がいつているという中で金額が意外と落ちていないというようなこと、グループホームになかなか回っていかないというのがございました。

いずれにいたしましても地域生活移行、障がい者の地域生活移行という観点の中でもグループホーム、非常に重大な重要な意味を持ちますので、これにつきましては引き続き力を入れてまいりたいと思っております。また、国の方にも県からの要望という形で要望を上げておりますし、知事会等でも上げておりますので、その辺につきましましては今後、引き続きやっていきたいというふうに考えております。

○綿貫会長 お願いいたします。矢崎委員よろしいですか。他の皆さんいかがでしょうか。

○本木委員 　ろう者じゃなくて知的障がい者の関係の情報で、知的障がいの方が60歳まで働いて、高齢になって定年になった後、働けなくなったところで、それに対する対応はどうあったらいいのでしょうか。

定年退職後の知的障がい者の働く場とか、あるいは地域で何か居場所がないということがあります。居場所がないという点について、どのように対応をしたらいいのかと。60歳までは企業で勤められるのですが、定年退職後、一体どうしたらいいのかなという、そういったお困りになっている方のお話がありました。県としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○綿貫会長 　お願いします。

○大日方課長補佐兼自立支援係長 　自立支援係の大日方です。60歳以上の方々に関して、把握しておりませんが、障がい者就業生活支援センターというものが各圏域に1か所ずつ配置しておりまして、障がいのある方の就労支援、また就労に伴う生活支援を一体的に行っております。

年齢としては高校卒業以降ということはお聞きしておりますけれども、何歳までということ把握しておらず、他の面接支援がないのかなというふうに思いますけれども、その辺については、調べさせていただきまして、定年退職後の皆さんが、仕事をする気がある方、就労の意欲のある方が就労できるような、そういったふうにするように、確認した上で、県としても支援してまいりたいと思います。

○岩松委員 　ただいま60歳という話があったのですが、企業側としては、定年は60歳以上にしなければならないというふうになってはいますが、定年が60歳になっていた場合であっても、本人が希望した場合には、希望した人については65歳までは雇いなさいという法律がありますので、本人がまだこれから先、勤めたいということを行った場合には、会社としては辞めなさいということではいけないということになっております。引き続きその会社にいたいということであれば、私はぜひこういった意味でも勤めたいという意思表示をしていただくというのが大切かなというふうに思います。

ただ、会社によって定年がいろいろありますので、一定程度、年金とのからみがありますので、65歳というふうになっているケースが多いです。

○綿貫会長 　ありがとうございます。当事業所でも実際に定年退職されて、お越しになっていらっしゃる障がいのある方がいらっしゃいますが、若いころから知的な障がいがある方、ひたすらに企業に就職した場合、マッチングすると、ずっとお仕事一本で、まじめに勤め上げられていらっしゃる方が結構いらっしゃって、さあ、いざ定年退職となったときに、自分の活躍できる場とか趣味ですとか、そういったことがなかなか見出せずに戸惑ってしまうという方々、やはり本木委員がおっしゃられるように、実際にある現実だなというふうに思います。そんなところも、今、それこそ相談支援センターですとか、相談の体制がかなり充実してきていますので、そういった相談支援のほうにもつなげていただいて、充実したその後の人生といたしますか、そんな場面も必要なのかなと。

本当に本木委員がおっしゃられたように、ともすると、うずもれてしまう方々かもしれないというふうに思いました。また、そんな対策といいますか、そんな実態もあるということも事務局も御承知いただいて、またいい提案等をしていただければというふうに思います。他にいかがでしょうか、よろしいですか。ちょうど時間になりました。

それでは、まだまだ御意見もあろうかというふうにも思いますが、また皆様方、本日のこの場で御発言足りなかった部分に関しては、事務局の方に連絡等をしていただけるとありがたいと思います。

今日、皆様方から様々な御意見をちょうだいしました。そしてこの調査結果の報告書も拝見する中で、昨年の4月に障害者差別解消法が施行されて、合理的配慮という言葉がかなり、様々なところで使われるようにはなっておりますが、まだまだ、これから大きな努力が必要なのだなということを痛切に実感させていただきました。

今回のこのプランの案の、とても素敵なすばらしい理念をぜひ活かすことができるように、この協議会でも今後検討をしつつ、プラン作成に向けていけたらなというふうに思います。

それでは、ちょうど時間となりました。なかなかうまくまい進行ができずに申し訳ございませんでしたけれども、本日は皆様、御協力いただきましてありがとうございます。これで終了とさせていただきます。事務局、お願いいたします。

#### (4) その他

- 神戸課長補佐兼社会生活係長 どうもありがとうございました。事務局から1点、御連絡ですけれども、本年度のこの障がい者施策推進協議会、年間3回を予定しております。本日はその2回目でございます、次回は2月の中旬頃を予定しております。本日のこの障がい者プラン2018がある程度形になっていく段階と思われませんが、またこの出欠につきまして御案内させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### 5 閉 会

- 手塚企画幹 それでは綿貫会長様、並びに委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり熱心に御審議いただきましてありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。